

総務委員会委員長報告

総務委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、甲第141号議案令和8年度岡山市一般会計補正予算（第3号）について、ほか6件の議案についてであります。

これらの審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、甲第145号議案岡山市宿泊税条例の制定については、一部の委員から反対があり賛成多数で、その他の議案については全会一致で原案のとおり可決並びに同意すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程において特に議論となりました、甲第145号議案岡山市宿泊税条例の制定について、ご報告申し上げます。

これは、持続可能な観光の実現に向け、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境整備の充実その他の観光振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課するため制定するものであります。

委員から、宿泊税の使途をいつ決めるのか、との質問があり、当局から、具体的な使途として、例えば岡山市の認知度向上、観光資源の磨き上げ、魅力向上、体験コンテンツの造成などに活用してい

きたいと考えており、こういったものに使うか検討を始めている。
来年度の当初予算をお示しするタイミングまでにしっかりと検討を行いたい、との答弁がありました。

また、委員から、一律200円を課税することは理解したが、子どもたちに2度3度岡山に来てもらうため、修学旅行や部活動の合宿で本市に宿泊する場合には何らかの形でしっかり支援すべき、との意見があり、当局から、来年度の当初予算の要求に向けてどういったことができるか検討したい、との答弁がありました。

以上、本委員会における審査の経過並びに結果をご報告いたしましたが、当局におかれましては、委員会審査の過程で各委員から出されたさまざまな意見や要望等に十分留意され、事務事業の執行に当たられますよう要望し、総務委員会の報告を終わらせていただきます。